

IV 参考資料

1 水質評価の基準

(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

ひ素, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレンについては, 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成9年3月13日環境庁告示第10号) による。

(2) 要監視項目の水質測定結果の評価に係る指針値

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については, 環境庁水質保全局長通知(平成5年3月8日環水管第21号)による。

2 検出の有無の判断基準

平成9年3月13日環境庁告示第10号に規定された測定方法(環境基準項目)及び日本工業規格K0102 43(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)により測定したときの定量下限値である。

(環境基準項目)

測定項目	環境基準値	検出の有無の判断基準
ひ素	0.01 mg/l 以下	0.005 mg/l
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	0.0002 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	0.0004 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	0.004 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下	0.0005 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下	0.0006 mg/l
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	0.0005 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下	0.0002 mg/l
チウラム	0.006 mg/l 以下	0.0006 mg/l
シマジン	0.003 mg/l 以下	0.0003 mg/l
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l
ベンゼン	0.01 mg/l 以下	0.001 mg/l
セレン	0.01 mg/l 以下	0.002 mg/l

(要監視項目)

測定項目	指針値	検出の有無の判断基準
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下	1 mg/l

(参 考)

地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成9年3月13日 環境庁告示第10号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）

第4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/ℓ以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/ℓ以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る基準について）（以下「以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/ℓ以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（抜粋）

平成5年3月8日環水管第21号
環境庁水質保全局長から各都道府県
知事・政令市長あて

6 要監視項目の設定について

今回、環境基準健康項目に追加することが適当と判断された物質のほかに、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて、「要監視項目」として位置づけ、継続して公共用水域及び地下水の水質測定を行い、その推移を把握していくこととした。

具体的な項目は別表に示したとおりであり、健康影響等に関する知見を踏まえ、我が国における生産・使用状況、水道水質に関する基準の設定状況、公共用水域等における検出状況等を勘案して25項目を選定するとともに、水質測定結果を評価する上での指針値を項目ごとに設定している。なお、指針値は、長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であり、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではない。

要監視項目については、今後、国等において物質の特性、使用状況等を考慮し体系的かつ効果的に公共用水域等の水質測定を行うとともに、測定結果を国において定期的集約し、その後の知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準健康項目への移行等を検討することとしている。水質測定については、平成6年度以降に本格的に実施できるよう、その体制等について今後検討しあらためて通知するが、貴職におかれても、地域の実情に応じ必要と考えられる項目について環境基準健康項目の主要な測定地点等で水質測定を実施し、その結果を当職あて報告するとともに、必要に応じ公共用水域等の水質管理に遺憾なきを期されたい。

要監視項目のうち、フッ素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、水道水質に関する基準が定められていることから、地域の実情に応じて速やかに、水道水源として利用されている公共用水域及び地下水を中心に水質測定を行うこととされたい。また、E P Nについては、従来有機磷として環境基準健康項目とされていたことに留意し、当面、できる限り公共用水域の水質測定を行うよう配慮されたい。

なお、こうした公共用水域等の水質測定に当たっては、関係機関との連携を図り、効率的に実施されたい。要監視項目の測定方法及び報告方法については別途通知する。

別表 要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/l 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l 以下
p-ジクロロベンゼン	0.3 mg/l 以下
イソキサチオン	0.008mg/l 以下
ダイアジノン	0.005mg/l 以下
フェニトロチオン	0.003mg/l 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l 以下
オキシシン銅	0.04 mg/l 以下
クロロタロニル	0.04 mg/l 以下
プロピザミド	0.008mg/l 以下
E P N	0.006mg/l 以下
ジクロルボス	0.01 mg/l 以下
フェノブカルブ	0.02 mg/l 以下
イプロベンホス	0.008mg/l 以下
クロルニトロフェン	0.005mg/l 以下
トルエン	0.6 mg/l 以下
キシレン	0.4 mg/l 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l 以下
ほう素	0.2 mg/l 以下
フッ素	0.8 mg/l 以下
ニッケル	0.01 mg/l 以下
モリブデン	0.07 mg/l 以下
アンチモン	0.002mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下